平成２３年（フ）第６９４号
札幌市東区北48条東19丁目２番18号　ノース48―102号
債務者　山本美知子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３１号
札幌市清田区平岡５条６丁目３番16号
債務者　齊藤　和男
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３９号
札幌市中央区南20条西11丁目１番20号　ルーエ山鼻201号
債務者　常木慎太郎
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４０号
札幌市中央区南20条西11丁目１番20号　ルーエ山鼻201号
債務者　常木るみ子（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９号
北海道網走市潮見７丁目12番６－１号
債務者　中川　　剛
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第８９５号
埼玉県坂戸市浅羽野３丁目10番地１　マンションアイリス206号室
債務者　久保　啓子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２０７号
埼玉県川越市大字笠幡111番地４
債務者　大山　悦子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２１１号
埼玉県狭山市笹井１丁目８番１―403号
債務者　猪又　曜子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２１５号
埼玉県所沢市上新井５丁目12番地の１　西所沢パークハイツＡ―101
債務者　菊池　幸一
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２１６号
埼玉県所沢市大字荒幡180番地の７グレースサンエイ102
債務者　後藤美智子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２２１号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目７番１―307号
債務者　鈴木　夕子（旧姓齋藤・白井）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２２３号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地２―26―204
債務者　小嶋　喜一
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２３１号
埼玉県所沢市松葉町６番12号　コーポ木村105
債務者　山根　功暁
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２３８号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞１丁目20番６号　マンション孝友302
債務者　新井　祐介
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２４０号
埼玉県富士見市貝塚１丁目21番11号
債務者　佐藤　直宏
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６５号
埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷274番地２　ホワイトハイツ203
債務者　朝原　輝夫
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第６６号
埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷274番地２　ホワイトハイツ203
債務者　朝原留美子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部